

浦安市会計事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月20日

浦安市長

浦安市規則第71号

浦安市会計事務規則の一部を改正する規則

浦安市会計事務規則（平成8年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

第65条中「特定の者を通じて物品を売却する場合に支払う」を「法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付させる歳入に係る」に、「物品の売却代金」を「歳入」に改める。

第156条各号列記以外の部分及び第157条第3項中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第158条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。ただし、第1条及び第156条から第158条までの改正規定は、公布の日から施行する。